

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月3日(水)午前9時30分から午前10時45分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

(開会)

<新村職務代理>

おはようございます。6月に入りまして、もうホテルは飛んでいるようですが、公園はしっかり閉鎖されていまして、辰野のホテルを皆さんに見ていただけないのが本当に残念だなと思っております。早くワクチンが開発されてたらと願うばかりですが、皆さんお忙しい中ご苦勞様でございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、こんにちは。外に出ると田んぼもほぼ田植えが終わり、緑の絨毯といった季節になってきました。田んぼの転作確認につきましても、この15日から6月いっぱい、約半月間、役場の職員と地域の委員、JAの関係で現地確認をするわけですが、暑い時期ではありますがみんな協力し合ってスムーズに確認ができるようにしたいと思います。今日はどうもご苦勞様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

6番の一ノ瀬委員さんと7番の中村委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～8番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

千葉県千葉市美浜区真砂^{まさご}…丁目…番…棟…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字辰野字羽場崎…番…、地目は畑、面積392㎡および、
大字辰野字羽場崎…番…、地目は畑、面積34㎡を、
茨城県つくば市赤塚…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは、現在は県外にお住まいですが、申請地近くの地図で色塗りをしてある場所にご実家があり、今までも所有農地の耕作をされておりましたが、このたび帰郷するにあたり、遠方にお住まいの譲渡人であるAさんの農地を購入し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は87アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

4月15日、譲受人と原さんと私とで現地にて立ち会いました。このBさんとAさんは兄弟であり、実家が1ページの地図に書いてある所で、その下に建っている家がBさんの家です。実家の都合で長男が跡取になっていましたが、その長男が亡くなり、子供がいなかったため、末っ子のBさんが家を継いで、畑もみるということになったようです。

畑ですが、地籍調査の杭もあり、境界ははっきりしておりました。今まで数年にわたって畑を耕作しているものですから、ほとんど問題はないと考えます。ご審議をよろしくおねがいします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

横浜市戸塚区汲沢^{ぐみざわ}…丁目…番…号にお住まいのCさんが所有いたします、

大字伊那富字青木…番…、地目は田、面積578㎡および、

大字伊那富字大原…番、地目は田、面積921㎡および、

大字伊那富字大原…番、地目は田、面積978㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいで耕作が困難なため、Dさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は118a で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご説明します。Cさんは横浜にお住まいで、この3箇所を耕作されていた方が高齢でもう耕作できないということで、役場にも継続してやってくれる人を探してくれと相談があり、いろいろ当たりまして、一時会長と話ができたところがありましたが、最終的にはDさんが耕作を継続していただけるということで案件として出てまいりました。3箇所とも(場所の説明)に近く、境界、水路等問題ないと判断いたしました。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

神奈川県横浜市港北区新吉田東…丁目…番…号にお住まいのEさんが所有いたします、大字横川字木曾沢…番、地目は畑、面積132㎡を、大字横川…番地にお住まいのFさんが取得するものです。

こちらは、先月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のFさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1.32アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

下限面積を設定する際にも確認させていただきましたので、特に問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番から8番は譲受人が一緒でありますので合わせてご説明いたします。

地図は4ページをご覧ください。いずれも所有権の移転でございます。

4番、愛知県春日井市^{しらやまちょう}白山町…丁目…番地…号にお住まいのGさんと、札幌市中央区南…条西…丁目…番…号…にお住まいのHさんが共有で所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積201㎡および、

5番、神奈川県足柄下郡湯河原町^{あしがらしもぐんゆがわらまちとい}土肥…丁目…番地の…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積201㎡および、

6番、東京都立川市富士見町…丁目…番…号…にお住まいのJさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積201㎡および、

7番、大字平出…番地…にお住まいのKさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積201㎡および、

8番、Iさん、Jさん、Kさんが共有で所有いたします、

大字伊那富字…番…、地目は田、面積171㎡、

以上5筆、計975㎡を、

上伊那郡箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいのLさんが取得するものです。

譲受人のLさんは、申請地から1kmほどの場所にお住まいで、申請地を取得し、農業経営の拡充をしたいということであります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は41アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤^{のりお}典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤^{のりお}典生推進委員>

先ほど説明がありましたとおり、現状1枚の田んぼになっています。相続の関係で細かく分割されているようですが、今までも田んぼとして耕作されておりますし、道路も耕地整理された場所であり、境等についてもはっきりしております。この件に関しては特に問題ないと判断します。よろしくご審議ください。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請1～5番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は畑、面積362㎡を、

福岡県北九州市八幡^{やはたにしく}西区青山…丁目…番…号に所在しますBが取得し、工場敷地の拡張(広場)を新設するための申請であります。

Bは、大字伊那富…、…、…、…、…の土地、建物を所有し、Cに貸与しております。工場内に社員の運動施設等がないため、隣接している申請地を取得し、社員の休憩場所として利用したい計画です。また、申請地は近隣の保育園児の散歩コースにもなっているため、社員だけでなく園児達の憩いの場所としても開放し、維持管理していくとのことです。既存の敷地とあわせた全体面積は6206.52㎡となります。

申請地は特定土地改良施工区域内で、10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地であります。既存の施設の拡張により許可はやむを得ないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが令和2年4月21日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地改良区からの同意書も添付されておりました。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この土地については、Cさんの工場がありまして、角の三角地が現状栗林になっています。この土地についてはこれ以上広がるわけでもありませんので、今回こういう案件が出てまいりました。近隣のDが栗拾いに来たり、普段は従業員が木陰で休むというための屋外施設になるかと考えております。大きな農面道路に挟まれて広がりがないということ、農振も解除されているということで特に問

題はないかと思いますので、審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は田、面積1231㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのFさんが取得し、貸駐車場および貸倉庫を新築するための申請であります。

譲受人のFさんは、大字伊那富…番地…に所在するGの代表取締役であり、(事業の説明)等の事業を行っておりますが、新規事業として運送業を行うための駐車場が不足しているため近隣の土地を探しておりました。申請地から会社までの距離はおよそ2kmで、離れてはいますが、広さ、進入路等の立地条件や価格を考慮した結果、申請地が最適であると考え、申請地を取得し、ガレージ設置、併せてトラック5台分の駐車場として会社へ無償で貸したい計画であります。

申請地は河川と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

事務局からも説明がありましたが、5月14日に宮島さんと私とHさんと3人で現地確認をしております。地図のとおり、ちょうど(場所の説明)の所になり、住宅、中小企業があり、水田等もある所です。現状ここは水田なんですけど長年耕作されておらず荒廃地化されつつある所です。境界等もはっきりしておりますし、用水路等も通っていますが、大型トラックが出入りするということなので、鉄板養生で用水路を痛めない策を講じるということです。ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字樋口…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字樋口^{やざわはら}字矢沢原…番…、地目は畑、面積144㎡を、

大字樋口…番地に所在するJが取得し、資材置場と駐車場を新設するための申請であります。

譲受人のJは(事業の説明)を扱う建設業を行っておりますが、事業拡大にともない材料置場および社員用の駐車場が不足するため、近隣の土地を探しておりました。申請地から会社までの距離はおよそ30mと近く、事業を行ううえで最適であり、材料置場と社員用3台分の駐車場として申請地を取得したい計画であります。

申請地は山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが令和2年4月21日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

地図については9ページをご覧ください、(場所の説明)にありまして、5月14日に瀬戸さんと私とKさんと現地確認をしました。現状は笹藪になっており、杭をさがすのに笹を分けていくような状態になっていました。前に道路がありますが、ここも笹藪になっていました。境ははっきりしていましたが、駐車場や資材置き場を作るにあたっては前の道路から1メートル程高い畑になっており、これを削り取って道路と平らにすることでした。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのLさんが所有いたします、

中央…番…、地目は田、面積366㎡を、

箕輪町^{みっかまち}大字三日町…番地…にお住まいのMさんが譲り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人のMさんは貸付人のLさんと親子であり、現在町外のアパートで生活していますが、手

狭になったことから、父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、小澤委員、野澤^{ひろみつ}洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

この件につきまして、先月の18日に野澤さん、司法書士のNさんと立会いをしました。昔この辺一帯は田んぼばかりだったようですが、今は田んぼを作っているのが申し訳ないほどの住宅地になってきました。ここは元々小横川に住んでいる方が耕作していましたが、息子さんに譲り、住宅を建てるということで、境界線はしっかり杭打ちされておりました。田んぼは一部残りますが、田んぼとしてではなく畑などの利用を考えていきたいということでした。問題ない地域ですのでよろしくお願ひします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は13ページを、配置図は14ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのOさんが所有いたします、

大字小野字寺ノ前…番、地目は田、面積850㎡を、

東京都新宿区西新宿…丁目…番…号…に所在するPが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のOさんは、高齢のため耕作できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のPは太陽光発電事業を行っており、申請地に太陽光パネル192枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在ではありますが、設備の管理等は管理部門が定期的に行う予定です。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、Q及びRがありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは農振農用地でしたが、令和2年4月21日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

内容につきましては事務局の説明のとおりです。発電出力が49.5kw ということで、50kw 以内に抑えてあります。心配されるのは、草刈の管理の関係ですが、管理会社があるということで心配ないかと思えます。この辺は荒廃化が進んだところですので、解消のひとつになるかと思えます。農振除外の手続きが済んでおりますので、ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<事務局 小松>

Pは、東京に本社と、山梨県に支社があります。今後太陽光を経営していくのは、塩尻市に住む個人の方で、有事の場合はその方か、Pの本社か支社から来るということです。日ごろの管理は遠隔管理システムで東京から管理しているということでした。草刈などは塩尻に住む方がされるということです。

<中村委員>

できれば個人の方のお名前を調べておいてほしい。

<事務局 小松>

わかりました。

<福島会長>

そのほかありますか？無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計8件、11筆、面積は11,685㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

＜高倉事務局次長＞

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は15ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字小野…番…です。詳細は議案書のとおりであります。申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接し、農業振興地域内の農用地（青地）の農地であります。農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

＜中村委員＞

事務局で説明があったとおりですけれど、この農地は荒れ気味なところですので、空き家を取得した方が畑に戻せるかが心配されるところです。

＜福島会長＞

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。

報告事項

＜高倉事務局次長＞

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが3件、議案書の通りであります。

報告事項は以上でございます。

議事がスムーズに終了することができ、ありがとうございました。以上をもちまして、議事の部分につきまして終了いたします。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
（事務局 小松）→該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)
別紙参照(以前からの案件についての進捗状況)

<宇治推進委員>

説明会で反対されたら申請書は受理しないと判断していいのか?

<事務局>

農地法における案件としては、上野地区への被害が及ばないような対策を講じた上で、申請を出していただければ、許可は出さざるを得ない場所である。ただ、上野地区の方々が納得される内容の説明会が開かれ、追々問題が起きないような対策は申請者にしていただかなくてはならない。住民説明会で協議された内容を伺ったうえで、申請自体に不備がなければ受理する。

○令和2年度「食育月間」(6月1日から6月30日)について(事務局 小松)

平成28年度から令和2年度の5年間を期間とする第3次食育推進基本計画において、毎年6月が食育月間と定められている。毎月19日は食育の日とされ、普及活動や食育の推進に関する依頼が農業委員会にもあった。農業に関しては、農林事業体験や食品の調理に関する体験等、食に関する様々な体験活動、食前食後の挨拶の習慣化等を通じ、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、自然の恩恵や生産者をはじめとした食に関わる多くの関係者の様々な活動により食が支えられていることへの感謝の念をもち、食料問題を含め、食の循環に関する理解を深めるとともに、もったいないという精神で国、地方公共団体、消費者等の関係者が連携した食品ロス削減国民運動を展開するということである。知り合いや身近な方、特に子供や若い世代へ農業体験等、食料の生産部分への理解を深める機会の提供や話をしていただく等の協力をお願いしたい。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

別紙参照

6月17日(水)9時~草取り、移植作業(雨天の場合は6月18日) 圃場は昨年と同じ
持ち物:長靴、手袋、三角ホー(草かき)、じょうろ、会服着用のこと(報道機関に発表)

○次回委員会総会開催日:7月3日(金) 午前9時30分から 役場第6会議室

クールビズ期間5月8日~9月30日 軽装でお越しください。

<赤羽事務局長>

北部 3 町村で行っている懇親会は中止か実施か未定の状況なので、決まり次第あらためてご連絡させていただきます。今日は事務局は皆さんと合わせて作ったポロシャツを着用しています。今後、農地確認等で着ていただければと思います。総会でも強制ではないですが、冷房がきかない部屋での開催ですので着用していただければ、作った甲斐があるかなと思います。それでは閉会を新村代理お願いします。

(閉会)

<新村職務代理>

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印